

吹田市水道部公告第40号

自家用電気工作物保安管理業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年6月16日

吹田市水道事業管理者 前田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 自家用電気工作物保安管理業務（長期継続契約）
- 2 業務場所 吹田市南吹田3丁目3番60号ほか
- 3 履行期間 令和5年10月1日0時から令和8年9月30日24時まで
* 本件契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。
* 契約締結後、令和5年9月末までは業務引継ぎ期間とする。
- 4 業務概要 本業務は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項及び第52条の2の規定に基づき、「自家用電気工作物の保安管理業務」を外部委託するものである。
 - (1) 法定点検(月次点検・年次点検)
 - (2) 電気事故(故障)対応
 - (3) 低圧絶縁監視
 - (4) 届出等手続き
 - (5) 新設又は変更時の竣工試験及び工事中の点検
 - (6) 絶縁用保護具の絶縁耐力試験
 - (7) 試験機器の校正
 - (8) 業務引継ぎ
 - (9) その他
- 5 入札の保証 入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の1年当たりの額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。
- 6 契約の保証

落札者は、次の（１）～（４）に掲げるいずれかの方法により、契約金額の１年当たりの額の１００分の１０以上に相当する額の契約の保証を付さなければならない。

- （１）契約保証金の納付
- （２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関の保証書の提供
- （４）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る
保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「施設管理」又は
「施設保守点検整備のうち電気設備」を参加希望業種としている者であること。
- （３）本市の入札参加有資格者名簿に登録後、１年を超えていること。
- （４）公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受け
ていないこと。
- （５）公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団
排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲
げる措置要件にも該当しない者であること。
- （６）会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者に
ついては、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- （７）共同企業体による参加者でないこと。
- （８）官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる公共法人又は建設業法施行規
則第１８条に規定する法人をいう。）からの法人発注で同規模以上の建物に係る自家用等電
気工作物の保安管理業務を元請として受託した実績があること。
- （９）本業務を総括する本社・支店又は営業所（商業登録済）が大阪府内にあること。

8 入札参加資格確認申請手続

- （１）本入札の参加希望者は、（２）に定めるところに従い、以下に掲げる書類（以下「申請
書等」という。）を提出し、本市水道部の確認を受けなければならない。
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式１）
 - イ 「7 入札参加資格」の（８）の要件を満たす実績報告書（様式２）※契約書の写し
等を添付すること。
- （２）申請書等の提出
 - ア 提出期間
令和５年６月１６日（金）から令和５年７月４日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日
を除く。）の午前９時から午後５時３０分まで（正午から午後０時４５分までを除く。）
 - イ 提出先

(郵送の場合) 〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ (住所の記載は不要)
(持参の場合) 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室
(電子メールの場合) sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

ウ 申請書等の取得方法

吹田市のホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>水道部契約・入札情報>物品・修繕・委託業務等>2023年度一般競争入札(物品・修繕・委託業務等)一覧(以下「水道部ホームページ」という。)からダウンロードすること。

エ その他

(ア) 申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された申請書等は、返却しない。

(ウ) 申請書等は持参、電子メール(送信後は電話により到着確認を行うこと)又は郵送(配達記録が残るものに限る。)で(2)アに記載する期間内に必着のこと。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和5年7月11日(火)17時までに、申請者へメールにより通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

この時まで、通知がない場合は「24 問い合わせ先」まで電話にて問い合わせること。

(4) 期限までに申請書等を提出しない者又は本市水道部が入札参加資格なしと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 現場説明会

現場説明会は開催しない。

10 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年6月16日(金)から6月26日(月)午後4時までとし、電子メールにより受け付ける。

質疑書の様式(様式3)は水道部ホームページからダウンロードし、件名を「質疑 自家用電気工作物保安管理業務」とし「24 問い合わせ先」のメールアドレスへ送信のこと。

(2) 回答期日

令和5年6月30日(金)までに、水道部ホームページに公開する。質疑がなかった場合は、「質疑なし」として公開する。

11 入札日時及び入札場所

入札日時 令和5年7月19日(水) 午前10時30分

入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館4階 入札室

代理人をして入札に参加する場合の委任状(様式5)、入札書(様式6)については、水道部ホームページからダウンロードし使用すること。

12 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに

再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

13 入札の辞退

入札参加資格確認申請書(様式1)を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届(様式4)を提出するものとする。入札辞退届の様式は水道部ホームページからダウンロードすること。

14 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市水道部により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「7 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

(3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。

(4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式7)を提出すること。

18 落札決定の取消し

(1) 吹田市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

- ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - ウ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、本市水道部は一切の責めを負わないものとする。

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

21 契約予定日 令和5年7月27日(木)

22 予算の減額又は削減に伴う解除等

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る吹田市水道部の支出予算に減額又は削除があった場合、吹田市水道部は、この契約を変更し、又は解除することができる。

23 その他

- (1) 落札者となった場合、受託者の負担において、配置予定従事者に、契約後速やかに本件業務の研修を履行場所にて受けさせ、令和5年9月末日までに引継等を完了させること。また、業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。よって、吹田市水道部は、準備業務に係る費用を別に支払わないものとする。
- (2) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (3) 当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、水道部ホームページへ提示するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

24 問い合わせ先

吹田市水道部企画室経理グループ(水道部本館3階)

住所 〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

電話 (06) 6384-1253(直通)

FAX (06) 6384-1902

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp